

川口市告示第560号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和7年川口市告示第376号により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年 7月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

元郷一丁目 1915 番 2 の一部、1915 番 9 の一部、1916 番 2 の一部、
1916 番 3 の一部、1916 番 5 の一部、1922 番 3 の一部、1922 番 5 の一部
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去